

千代田区告示第 97 号

都市計画の変更について

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 19 条第 1 項の規定により東京都市計画特別用途地区中高層階住居専用地区を変更したので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により告示し、同条第 2 項の規定により縦覧に供する。

令和 8 年 8 月 4 日

千代田区長 樋口 高 顕

1 都市計画の種類及び名称

東京都市計画特別用途地区中高層階住居専用地区

2 都市計画を定める土地の区域

追加する部分 千代田区神田和泉町地内

3 関係図書の縦覧場所

千代田区九段南一丁目 2 番 1 号

千代田区 環境まちづくり部 景観・都市計画課